

## 登録後に必要な手続について

### 登録の更新について

- 登録の有効期間は5年間です。
- 有効期間後もフロン類回収業を続ける場合は、更新の申請をする必要があります。
- 有効期限の3か月前から申請することができます。

### 変更の届出について

○次の事項を変更したときは、30日以内に変更届を提出しなければなりません。

- ①（個人の場合）氏名、住所  
（法人の場合）名称、住所、代表者氏名、役員の氏名
- ②事業所の名称及び所在地
- ③事業者が未成年者である場合、その法定代理人の氏名及び住所
- ④回収しようとするフロン類の種類
- ⑤フロン類回収設備の種類及び能力
- ⑥フロン類回収設備の数

軽微な変更の場合は届出不要  
→フロン類回収設備の能力又は数の変更であって、回収しようとするフロン類の種類の変更を伴わないもの

### 廃業等の届出について

○次の事項に該当した場合は、30日以内に廃業等届を提出しなければなりません。

- ①死亡した場合
- ②法人が合併により消滅した場合
- ③法人が破産手続開始の決定により解散した場合
- ④法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合
- ⑤フロン類回収業を廃止した場合

※ 申請・届出の添付書類等、詳しくは栃木県ホームページをご確認ください。

【栃木県ホームページ】

栃木県 自動車リサイクル 🔍

【取扱窓口】

所在地を管轄する環境森林事務所又は環境管理事務所

# 自動車リサイクルシステムへの事業者登録について

※県への申請・届出とは別に必要な手続きです。

## 新規登録をしたとき

県の登録を受けた後、自動車リサイクルシステムに事業者登録をする必要があります。

## 更新登録をしたとき

県への更新登録申請後、自動車リサイクルシステム上で『更新申請済』のボタンを押す必要があります。

## 変更届出をしたとき

自動車リサイクルシステム上の事業者登録情報の変更が必要な場合があります。

## 廃業等届出をしたとき

自動車リサイクルシステム上の事業者登録情報の廃止が必要です。

## 移動報告について


- 自動車リサイクル法では、各事業者が使用済自動車、フロン類等の「引取り」「引渡し」を行った際、原則としてパソコンで情報管理センターにインターネット経由で移動報告を行う必要があります。
- パソコンを利用できない場合はFAXを利用することもできますが、別途情報管理センターへ手数料の支払いが必要となります。

## フロン類年次報告について

- 自動車リサイクル法では、毎年4月1日から翌年3月31日までのフロン類の取扱量等に関する情報を、当該期間終了後1か月以内に情報管理センターに報告する必要があります。

※事業者登録・移動報告・フロン類報告について、詳しくはこちらからご確認ください

【WEBで確認】

自動車リサイクルシステム 

【電話で確認】

自動車リサイクルコンタクトセンター（050-3786-7755）